

三条市移住家族住まいづくり補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世代等の住宅の取得を支援し、経済的負担を軽減することで、本市への定住を促進するとともに、少子化対策の推進に寄与するため、予算の範囲内において三条市移住家族住まいづくり補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 夫婦等 婚姻届を提出して受理された夫婦、これに準ずる事実婚の関係にある2者であると市長が認めた者、新規パートナーシップ又はひとり親（妊婦を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 新規パートナーシップ 三条市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度実施要綱（令和4年三条市告示第435号）に基づきパートナーシップの宣誓をした2者をいう。
- (3) 子育て世帯 18歳未満の者がいる世帯又は妊婦が属する世帯をいう。
- (4) 市内事業者 市内に本店又は支店、営業所その他これらに類する事業拠点を有する法人又は個人事業主をいう。
- (5) 中古物件 市内に存する居住の用に供したことがある住宅（居住の用に供する建物部分に限る。以下同じ。）であって、現に居住の用に供されていないものをいう。
- (6) 購入等 購入及び購入した中古物件のリフォーム（居住目的で機能向上のための改修を行うことをいい、これに伴う不要物の撤去等を含む。以下同じ。）をいう。
- (7) 貸与型奨学金 学生の修学又は生活のため、公的団体その他の団体から貸与を受けた資金であって、市長が適当と認めるものをいう。
- (8) 移住 市外から市内に転入し、市内に生活の本拠を置くことをいう。
- (9) 婚姻届受理日等 婚姻届が受理された日、新規パートナーシップとなった日又は事実婚となった日をいう。
- (10) 講座等 国が地域少子化対策重点推進交付金実施要領に定める講座等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する夫婦等の代表者とする。

- (1) そのいずれもが39歳以下であって、同一世帯にいること（ひとり親にあつては、本人が39歳以下であつて、2人以上の世帯にいること）。
- (2) 本市に住民登録されており、その住所が新築した住宅又は購入等を行った住宅の所在する住所であること。
- (3) そのいずれかが補助金の交付申請の日（以下「交付申請日」という。）から遡っ

て3年以内に本市に移住しており、本市に移住する直前の住所において6月以上住民登録していたこと。

- (4) そのいずれもが交付申請日から継続して5年以上、本市に居住できること。
- (5) 夫婦等の前年（交付申請日の属する年の6月30日までに申請する場合は、前々年。以下同じ。）の所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）を合算した金額（ひとり親の場合は、本人の所得の金額）から前年に返済した貸与型奨学金の額を控除した額が、750万円未満であること。
- (6) そのいずれもが過去にこの要綱又は附則第2項の要綱の規定による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (7) そのいずれもが本市の市民税又は転入前の市区町村における市町村民税若しくは特別区民税に滞納がないこと。
- (8) 対象となる住宅の新築又は購入等について、公共事業による移転等の補償を受けていないこと、又は受ける見込みがないこと。
- (9) 対象となる住宅の新築又は購入等について、市長が特に認める場合を除き、本市の同種の補助等を活用していないこと、又は活用する見込みがないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付申請日が属する年度内に支払った次のいずれかに該当する費用とする。ただし、当該費用に係る契約の名義が補助対象者のいずれかである場合又は補助対象者のいずれかの名義で契約できないやむを得ない事情があると市長が認める場合に限り、補助対象経費とすることができるものとする。

- (1) 住宅（中古物件を除く。）の購入費又は住宅の新築に係る工事費用
- (2) 中古物件の購入費又は購入した中古物件のリフォーム費用

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、60万円に次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、それぞれに定める額を加算した額を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 婚姻届受理日等が交付申請日から遡って1年以内で、講座等を受講した29歳以下の夫婦等 60万円
- (2) 婚姻届受理日等が交付申請日から遡って1年以内で、講座等を受講した前号以外の夫婦等 30万円
- (3) 婚姻届受理日等が交付申請日から遡って2年以内である29歳以下の夫婦等 30万円
- (4) 婚姻届受理日等が交付申請日から遡って2年以内である前号以外の夫婦等 20万円

- (5) 婚姻届受理日等が交付申請日から遡って3年以内である29歳以下の夫婦等 15万円
- (6) 婚姻届受理日等が交付申請日から遡って3年以内である前号以外の夫婦等 10万円
- (7) 子育て世帯 30万円
- (8) 市内事業者から購入する、又は市内事業者へ施工を委託する住宅について申請する世帯 10万円

2 前項の規定により補助金の額を算定する場合において、同項各号に定める金額を加算するときは、同項第1号から第6号までの区分に定める額にあつては、補助対象者が該当する区分のいずれか最も高い額のみ加算できるものとする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、三条市移住家族住まいづくり補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、添付する書類については、公簿等によって確認できる場合は、これを省略することができる。

- (1) 交付申請時における住所地の世帯全員の住民票の写し
- (2) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し
- (3) 補助対象経費の支払を証する書類
- (4) 引渡し証明書（様式第2号）
- (5) 転入前の市区町村における住民票除票の写し
- (6) 夫婦等の所得証明書
- (7) 夫婦等の納税証明書
- (8) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（返済額がある場合に限る。）
- (9) 婚姻届受理日等を確認できる書類（前条第1号から第6号までのいずれかに該当する者に限る。）
- (10) 市内事業者証明書（様式第3号）（前条第8号に該当する者に限る。）
- (11) 事実婚の関係にあることを確認できる書類（事実婚の関係にある者に限る。）
- (12) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、交付することを適当と認めるときは補助金の額を確定し、三条市移住家族住まいづくり補助金交付決定兼確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があつた場

合、補助対象者の要件を満たさないことが判明した者があった場合又は夫婦等のいずれかが交付申請日から5年以内に市外に転出した場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

- 2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
(三条市結婚新生活支援補助金交付要綱の廃止)
- 2 三条市結婚新生活支援補助金交付要綱(令和5年三条市告示第133号)は、廃止する。
(三条市結婚新生活支援補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)
- 3 令和7年度において、三条市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定による補助金の交付決定を初めて受けた者に係る同要綱の規定は、この要綱の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）三条市長

申請者
住所
氏名
電話番号
メールアドレス

三条市移住家族住まいづくり補助金交付申請書兼実績報告書

三条市移住家族住まいづくり補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請し、及び実績を報告します。

なお、交付の要件を満たすことを確認するために必要な情報について、市が公簿等で確認し、又は関係機関に照会することに同意します。

1 申請者等の情報

(1) 申請者等について

		申請者	配偶者等
氏名（年齢）		（ 歳）	（ 歳）
転入した者にチェック		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
所得等	前年の所得額	① 円	② 円
	前年の奨学金返済額	③ 円	④ 円
	①+②-③-		円
	④の合計額		円

2 申請内容

(1) 補助対象経費について

（次の①・②のいずれかを選んで該当金額を入力してください。）

①住宅（中古物件を除く。）を購入した方又は住宅を新築した方	購入費又は新築工事費	A	円
②中古住宅を購入等した方	ア 購入費		円
	イ リフォーム・不要物の撤去費用		円
	上記（ア+イ）の合計	A	円

(2) 上限額について

項目	基本額及び加算額 (該当する区分にチェック)	
①基本額	<input checked="" type="checkbox"/>	60万円
②婚姻届受理日等が申請日から1年以内かつ29歳以下	<input type="checkbox"/>	60万円
③婚姻届受理日等が申請日から1年以内かつ39歳以下	<input type="checkbox"/>	30万円
④婚姻届受理日等が申請日から2年以内かつ29歳以下	<input type="checkbox"/>	30万円
⑤婚姻届受理日等が申請日から2年以内かつ39歳以下	<input type="checkbox"/>	20万円
⑥婚姻届受理日等が申請日から3年以内かつ29歳以下	<input type="checkbox"/>	15万円
⑦婚姻届受理日等が申請日から3年以内かつ39歳以下	<input type="checkbox"/>	10万円
⑧子どもが1人以上いる又は妊娠中	<input type="checkbox"/>	30万円
⑨市内事業者から購入等した、又は市内事業者で施工した	<input type="checkbox"/>	10万円
補助金の上限額 (チェックした基本額及び加算額の合計額)	B	万円

※ ②～⑦はいずれか1つを選んでください。

(3) 申請額・実績額

(1)のAの金額又は(2)のBの金額のいずれか低い方の金額を記入してください。

交付申請額・実績額 合計	万円 (千円未満切り捨て)
--------------	------------------

3 確認事項 (必須)

- 夫婦等の双方又はひとり親の場合は本人が、交付申請日から継続して5年以上本市に居住する意思がある。
- 夫婦等のいずれか又はひとり親の場合は本人が、交付申請日から5年以内に市外に転出した場合は、交付を受けた補助金を返還することがあることを承諾している。
- 対象となる住宅の新築又は購入等について、公共事業による移転等の補償を受けていないこと、又は受ける見込みがない。
- 対象となる住宅の新築又は購入等について、本市の同種の補助等を活用していない。(上記2(2)で②又は③にチェックした方のみ)
- 市が定める講座等を受講した。

4 添付資料

(該当するものの書類を添付して提出してください。)

(1) 全員

- 交付申請時における住所地の世帯全員の住民票の写し
- 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し

- 補助対象経費の支払を証する書類
- 引渡し証明書（様式第2号）
- 夫婦等の所得証明書
- 夫婦等の納税証明書

(2) 上記1(1)で「転入した者」にチェックした方
 転入前の市区町村における住民票除票の写し

(3) 上記1(1)で奨学金返済額のある方
 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類

(4) 上記2(2)②～⑦に該当する方
 婚姻届受理日等を確認できる書類

(5) 上記2(2)⑧の妊娠中に該当する方
 母子手帳の写し

(6) 上記2(2)⑨に該当する方
 市内事業者証明書（様式第3号）
 ※(1)の住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し等で確認できる場合は省略することができる。

5 補助金の振込先

金融機関名				支店名	本店・()支店		
金融機関コード				支店コード			
預金種別	普通・当座	口座番号					
フリガナ							
口座名義							
ゆうちょ	記号			番号			
銀行	1			0			
フリガナ							
口座名義							

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

引渡し証明書

（宛先）三条市長

（事業者） 所在地
事業者名
代表者名 ※
電話番号
※ 署名又は記名押印してください。

以下に記載する物件について、引き渡しが完了したことを証明します。

記

申請者氏名	
物件所在地	
引渡し日	
契約金額	

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

市内事業者証明書

（宛先）三条市長

（事業者） 所在地
事業者名
代表者名 ※
電話番号
※ 署名又は記名押印してください。

以下に記載する物件について、当該担当事業所が元請けとして販売、施工又は施工管理を直接担当し、本事業の実施に実質的に関与するものであることを証明します。

記

申請者氏名	
物件所在地	
契約者名称	
契約者所在地 (本店・本社)	
市内事業所名称	
市内事業所所在地	
担当区分 (該当するものに○)	販売 ・ 施工 ・ 施工管理

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

三条市長

三条市移住家族住まいづくり補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請及び実績の報告がありました三条市移住家族住まいづくり補助金について、次のとおり交付することを決定し、その額を確定したので通知します。

記

1 交付決定額及び確定額 金 円

2 交付の条件

偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合又は夫婦等のいずれかが交付申請日から5年以内に市外に転出した場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を命ずることがあります。